

## 近江八幡市特定事業主行動計画

近江八幡市長  
近江八幡市教育長  
近江八幡市議会議長  
近江八幡市代表監査委員  
近江八幡市選挙管理委員会委員長  
近江八幡市農業委員会委員長  
近江八幡市公平委員会委員長

### 1 基本的な考え方

この計画は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる社会の形成に資することを目的とした、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条の規定に基づいて、「出産・子育てに理解のある働きやすい職場」を創るため策定します。この計画の目的は、職員が仕事と子育ての両立を図り、職場においてその能力を十分に発揮できるよう、職場を挙げて支援する環境の整備を進めることです。

職員一人一人において、この計画を自分自身に関わるものにとらえ、次代の社会を担う子どもたちを育む必要性を強く認識し、各職場で互いに助け合っていきましょう。

### 2 計画期間

この「行動計画」は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、3 年目（平成 19 年度）に見直しを行うこととします。

### 3 計画の推進体制

「行動計画」を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とする「近江八幡市次世代育成支援対策行動計画・検討委員会」を設置し、各年度ごとに「行動計画」を点検します。

なお、著しい社会経済情勢等の変化があった場合には、必要に応じて行動計画の内容を見直します。

また、仕事と子育ての両立等についての、相談・情報提供を行う窓口を設置します。

#### 4 子育てがしやすい勤務環境の実現に向けて

仕事と家庭の両立を支援するため、家庭よりも仕事優先、育児は女性がするものという考え方の意識改革、男性の積極的な育児参加の奨励、休業・休暇を取得しやすい環境づくり、働き方の見直しや、多様な働き方の実現に向けて、以下の取組を進めていきます。

##### (1) 制度の周知

育児休業、母性保護、休暇、勤務時間、超過勤務の制限や共済組合による出産費用の給付等経済的支援措置など、仕事と家庭の両立を支援する制度について取りまとめたパンフレットを作成して、職員全員に周知するとともに、庁内 LAN を活用して制度の内容や活用方法に関する情報を提供します。

また、所属長や職員に対する研修等において、「仕事と家庭の両立支援」についての啓発を行います。

##### (2) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため、次の取組を行い、職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮します。

###### ① 業務分担の見直し

職員が妊娠を申し出た場合、所属長は職場内の仕事の分担の見直しを行い、本人の希望に応じて超過勤務を原則として命じないなど、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることがないように配慮します。

周りの職員も、自ら業務の見直し等を積極的に行い、妊娠中や出産後の職員に対して配慮するよう努めます。

###### ② 産前産後休暇取得時の代替職員の確保

職員が産前産後休暇を取得する際には、所属長は、職員が安心して休暇を取得できるよう、職場内の仕事の分担の見直しを行います。また、臨時的任用職員の採用により、代替職員の確保に努めます。

##### (3) 育児休業及び部分休業を取得しやすい環境づくり

育児休業及び部分休業に対する職員一人一人の意識改革を進めるため、次の取組を行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

① 育児休業等の体験談等に関する情報提供

母親や父親となる職員のための、育児休業及び部分休業の取得例、取得経験がある職員の体験談等をまとめ、庁内 LAN を通じて、職員へ情報提供を行います。

② 育児休業等の取得の促進

育児休業等の取得促進のため、所属長は母親や父親となる職員の育児休業等の予定を事前に把握し、取得を促します。

③ 育児休業の取得時の代替職員の確保

職員が育児休業に入る際には、所属長は職員が安心して育児休業に入れるよう職場内の仕事の分担の見直しを行います。また、臨時的任用職員の採用又は後任配置により、代替職員の確保に努めます。

④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中は、職場の情報が途絶えがちになり、情報不足が復帰に際しての障害となる可能性があります。職場から、スムーズな職場復帰ができるよう休業中の職員に職場や業務の状況について定期的に情報提供を行います。

目 標

以上のような取組を通じて、育児休業の取得率を平成 21 年度までに  
男性職員 5%  
女性職員 95% にします。

(4) 男性職員による積極的な制度の活用

妻の就労の有無に関わらず、男性職員の育児参加を促進するため、次の取組を行い、育児休業等の制度の積極的な活用を促します。

① 育児のための連続休暇を取得しやすい環境づくり

妻が出産する場合の出産補助休暇（3 日間）と年次休暇を合わせた連続休暇の取得の促進を図るため、所属長は父親となる職員に連続休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

目 標

このような取組を通じて、出産補助休暇の取得率を平成 21 年度までに 100% にします。

## ② 育児休業等を取得しやすい環境づくり

男性職員の育児休業、部分休業の取得率は極めて低い水準にあります。男性職員の育児休業等の取得を促進するため、所属長は、男性職員に育児休業、部分休業の取得を促すとともに、特に母親の産後 8 週間は、父親が積極的に育児休業を取得することができる職場の環境づくりに努めます。

また、周りの職員も、特定の職員に負担がかかることがないよう職場内の仕事の分担の見直しなどの協力をするよう努めます。

## (5) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、全ての職員とその家族の切実な願いです。育児を行う職員の深夜勤務・超過勤務の制限措置を周知し、その活用を促すとともに、より一層の超過勤務の縮減に向け、次の取組を進めます。

### ① 超過勤務縮減のための意識啓発等

所属長は、職員の超過勤務の状況等を的確に把握した上で、個々の職員に対して指導するなど、可能な限り超過勤務の縮減に努めます。

### ② 一斉定時退庁日等の実施

毎週水曜日の定時退庁日のほか、各所属において「完全定時退庁日」を設定するなど所属の実情に応じて定時退庁を促します。

### ③ 事務の簡素・合理化の推進

社会情勢の変化に対応して新規業務が生じる中で、超過勤務を縮減するために、イベント・行事の統廃合を含め既存業務について見直しを行い、事務の簡素化・合理化を推進します。

## (6) 休暇の取得の促進

休暇の取得促進のため、所属長は、年間業務計画や休暇取得計画の策定、業務配分の見直し、職場内における応援体制の確立を図るなど、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努め、個々の職員の年次休暇等取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員については休暇の取得を促します。

### ① 年次休暇の取得促進

子どもの学校行事への参加など休暇の計画的取得、個々の職員の年間を通じた年次休暇等使用計画表の作成、活用により、年次休暇の取得促進を図ります。

## ② 連続休暇の取得促進

月曜日又は金曜日と休日を組み合わせた休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図ります。また、休日に挟まれた日における会議等の自粛に努めます。

### 目 標

このような取組を通じて、年間 20 日の年次休暇のうち、平均の取得日数を平成 21 年度までに 14 日（70%）以上とします。

## ③ 子どもの看護休暇等の取得促進

子どもの病気等の看護のため、特別休暇（年間 5 日以内）や年次休暇を活用しやすい職場の環境づくりに努めます。

## (7) 人事異動についての配慮

人事異動については、自己申告等に基づき、可能な限り、職員の家族構成、子育ての状況に応じた配慮を行います。

## (8) 家庭・男女の役割についての意識啓発

職員が家庭における役割を分担しながら、かつ、仕事においても能力を十分発揮できるよう、「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方や固定的な男女の役割分担意識等を解消するために、情報提供や研修等による意識啓発を進めていきます。

また、職員が職場、家庭、地域社会に参画できるよう環境づくりに努めていきます。

## (9) 新たな勤務形態の検討

現在、国等において、テレワーク、フレックスタイム制、短時間勤務制等の導入による公務部門における勤務時間の弾力化・多様化の方策について検討が行われており、これらの検討の動向に注視しながら、公務運営の維持に配慮した上で、多様な勤務形態の導入等について積極的に検討していきます。

なお、テレワークについては、平成 17 年 4 月より試行的に導入していきます。

## 5 その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策について、以下の取組を積極的に推進していきます。

### (1) 子育てバリアフリー

本庁舎において、子ども連れの来庁者が、来庁時に乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置について積極的に検討していくとともに、職員の対応マナーの向上に努めます。

### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもの体験活動などを支援するため、子どもが参加する地域活動や行事に対して、市の施設を積極的に提供します。また、子どもを交通事故から守る活動として、公用車の運転手に対して、交通安全講習会の実施等安全運転に関する研修を進めていきます。さらに、安全で安心して子どもを育てられる環境の整備として、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止活動などへの職員の積極的な参加を進めていきます。

本計画については平成 17 年 4 月 1 日より施行する。